



目 次

告 示	ページ
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正	(行政管理課) 1
○県統計調査の実施	(統計分析課) 1
○道路の区域変更（4件）	(道 路 課) 1
○道路の供用開始	(") 2
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正	(港湾・海岸課) 2
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出	(会計管理課) 3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認	(") 3
高知県教育委員会規則	
◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	3
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	4

告 示

高知県告示第459号

平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和元年12月14日から施行する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

1の(5)中「成年被後見人等」を「禁錮以上の刑に処せられた者等」に改める。

高知県告示第460号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知龍馬空港法人向けアンケート

2 調査の目的

香川県観音寺市、愛媛県四国中央市、高知県幡多地域等高知龍馬空港と競合する地域にある法人に対して実態調査を行うことにより、高知龍馬空港の利用者の拡大を図るための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域
香川県観音寺市、愛媛県四国中央市並びに高知県宿毛市、土佐清水市、四万十市並びに幡多郡大月町、三原村及び黒潮町
- (2) 単位
法人
- (3) 属性
首都圏又は関西圏との取引が比較的多い法人

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- (1) 報告を求める事項
ア 国内出張時の移動手段
イ 海外出張時の利用空港及び目的地
ウ 高知龍馬空港の利用について
エ 各航空会社について
- (2) その基準となる期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 報告を求める者

- (1) 数
約700法人
- (2) 選定方法
調査を委託する民間事業者が所有するデータベースからの有意抽出

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送による調査

7 報告を求める期間

令和元年11月1日から同月21日まで

高知県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年10月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐中半字江崎175番から 四万十市西土佐中半字仲谷山605番4まで	前	11.0 }	340
	後	40.0	
四万十市西土佐中半字江崎175番から 四万十市西土佐中半字仲谷山606番1まで	前	11.0 }	350
	後	53.0	

高知県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年10月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛城辺
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小深浦字太刀打場前710番14から 宿毛市小深浦字濱田屋敷514番1まで	前	9.0 }	130
	後	14.4	
	前	11.3 }	130
	後	16.3	

高知県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年10月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原 字上別当谷1890番1 から 宿毛市小筑紫町石原 字向原田964番1ま で	前	10.0 } 35.2	258
	後	9.2 } 35.2	258

高知県告示第464号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年10月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山川野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町下分 字高尾1876番1から 香南市香我美町下分 字高尾1850番5まで	前	3.6 } 4.0	102
	後	5.5 } 5.9	102

高知県告示第465号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年10月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市小筑紫町石原字上別 当谷1890番1から 宿毛市小筑紫町石原字向原 田964番1まで	258	令和元年10月29 日

高知県告示第466号

昭和42年12月高知県告示第557号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

5を次のように改める。

- 5 唐の浜海岸

(1) 基準点

- ア 安芸郡安田町安田字西薬師浜2752番18地先に設けた点(基準点)を基準点1とする。
- イ 基準点1から方位角300度01分41秒78.915メートルの点(基準点)を基準点2とする。
- ウ 基準点2から方位角286度49分03秒106.735メートルの点(基準点)を基準点3とする。
- エ 基準点3から方位角259度04分23秒31.764メートルの点(基準点)を基準点4とする。
- オ 基準点4から方位角288度39分58秒123.949メートルの点(基準点)を基準点5とする。
- カ 基準点5から方位角288度37分38秒90.702メートルの点(基準点)を基準点6とする。
- キ 基準点6から方位角288度43分55秒87.993メートルの点(基準点)を基準点7とする。
- ク 基準点7から方位角288度36分48秒93.756メートルの点(基準点)を基準点8とする。
- ケ 基準点8から方位角288度40分52秒86.662メートルの点(基準点)を基準点9とする。
- コ 基準点9から方位角288度38分34秒120.406メートルの点(基準点)を基準点10とする。
- サ 基準点10から方位角288度52分57秒121.015メートルの点(基準点)を基準点11とする。
- シ 基準点11から方位角293度23分07秒100.863メートルの点(基準点)を基準点12とする。
- ス 基準点12から方位角289度55分39秒74.753メートルの点(基準点)を基準点13とする。

- (2) 補助点

- ア 基準点1から基準点13までの間の海上に基1Aから基13Aまでを設定する。
- イ 基準点1から基準点13までの間の陸側は、基1Bから基2B-2までの間は防波堤裏の法尻から国道側に3メートルの位置を境界とし、基2B-2と基2B-3との間は河川区域を境界とし、基2B-3と基3Bとの間は防波堤裏の法尻から国道側に3メートルの位置を境界とし、基3Bから基13Bまでの間は保安林施設の海側を境界とし、基1Bから基13Bまでを設定する。
- ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基1A 基準点1から方位角214度09分49秒300.000メートルの点
 - 基5A 基準点5から方位角198度38分48秒300.000メートルの点
 - 基9A 基準点9から方位角198度39分43秒300.000メートルの点
 - 基13A 基準点13から方位角235度45分19秒300.000メートルの点
 - 基1B 基準点1から方位角34度08分02秒4.118メートルの点
 - 基1B-1 基準点1から方位角310度38分49秒29.784メートルの点
 - 基1B-2 基準点1から方位角305度18分55秒56.951メートルの点
 - 基2B 基準点2から方位角45度58分38秒3.731メートルの点
 - 基2B-1 基準点2から方位角297度19分22秒31.244メートルの点
 - 基2B-2 基準点2から方位角291度49分31秒59.974メートルの点
 - 基2B-3 基準点2から方位角290度29分08秒75.015メートルの点
 - 基3B 基準点3から方位角4度35分18秒3.500メートルの点
 - 基3B-1 基準点3から方位角207度24分14秒2.107メートルの点
 - 基4B 基準点4から方位角193度39分18秒1.567メートルの点
 - 基4B-1 基準点4から方位角288度07分27秒86.483メートルの点
 - 基4B-2 基準点4から方位角286度30分20秒88.867メートルの点
 - 基5B 基準点5から方位角199度30分38秒3.419メートルの点

基6B 基準点6から方位角198度37分34秒3.413メートルの点
 基7B 基準点7から方位角193度58分16秒3.632メートルの点
 基8B 基準点8から方位角202度25分28秒3.450メートルの点
 基9B 基準点9から方位角198度04分56秒3.544メートルの点
 基9B-1 基準点9から方位角198度38分20秒6.749メートルの点
 基9B-2 基準点9から方位角273度19分01秒25.390メートルの点
 基9B-3 基準点9から方位角280度08分35秒24.820メートルの点
 基9B-4 基準点9から方位角286度12分06秒84.230メートルの点
 基10B 基準点10から方位角198度38分08秒3.524メートルの点
 基10B-1 基準点10から方位角286度56分46秒115.981メートルの点
 基11B 基準点11から方位角275度00分34秒11.589メートルの点
 基11B-1 基準点11から方位角269度37分30秒12.066メートルの点
 基11B-2 基準点11から方位角287度34分08秒51.906メートルの点
 基11B-3 基準点11から方位角289度39分23秒51.412メートルの点
 基12B 基準点12から方位角178度38分29秒3.585メートルの点
 基12B-1 基準点12から方位角288度28分48秒36.697メートルの点
 基12B-2 基準点12から方位角288度53分54秒53.846メートルの点
 基13B 基準点13から方位角235度45分28秒4.489メートルの点

(3) 区域

基準点1、基1Aから基13Aまで、基13Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

7を次のように改める。

7 下山海岸

(1) 基準点

ア 安芸市下山宇豊栄2676番地先に設けた点（基準^{びょう}）を基準点1とする。

イ 基準点1から方位角258度54分41秒16.555メートルの点（基準^{びょう}）を基準点2とする。
 ウ 基準点2から方位角281度08分11秒19.814メートルの点（基準^{びょう}）を基準点3とする。
 エ 基準点3から方位角321度11分09秒21.347メートルの点（基準^{びょう}）を基準点4とする。
 オ 基準点4から方位角343度03分31秒103.009メートルの点（基準^{びょう}）を基準点5とする。
 カ 基準点5から方位角340度35分58秒20.941メートルの点（基準^{びょう}）を基準点6とする。
 キ 基準点6から方位角336度19分46秒24.106メートルの点（基準^{びょう}）を基準点7とする。
 ク 基準点7から方位角331度12分05秒27.943メートルの点（基準^{びょう}）を基準点8とする。
 ケ 基準点8から方位角327度14分47秒124.275メートルの点（基準^{びょう}）を基準点9とする。
 コ 基準点9から方位角327度14分56秒163.262メートルの点（基準^{びょう}）を基準点10とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点10までの間の海上に基A1から基A5までを設定する。
 イ 基準点1から基準点10までの間の陸側は、防波堤の法肩から民地側に平均5メートルの位置を境界とし、基A6から基A12までを設定する。
 ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 基A1 基準点1から方位角249度22分18秒149.984メートルの点
 基A2 基準点4から方位角249度22分18秒149.984メートルの点
 基A3 基準点5から方位角249度22分18秒149.984メートルの点
 基A4 基準点8から方位角249度22分17秒149.984メートルの点
 基A5 基準点10から方位角249度22分18秒149.984メートルの点
 基A6 基準点10から方位角57度14分27秒8.621メートルの点
 基A7 基準点8から方位角19度12分41秒11.016メートルの点
 基A8 基準点8から方位角137度14分33秒34.786メートルの点
 基A9 基準点5から方位角71度51分58秒8.6698メートルの点
 基A10 基準点4から方位角53度34分29秒9.148メートルの点

基A11 基準点4から方位角115度39分02秒16.755メートルの点
 基A12 基準点1から方位角348度45分09秒8.624メートルの点

(3) 区域

基準点1、基A1から基A5まで、基準点10、基A6から基A12まで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第467号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
 (変更前) 長岡郡大豊町高須231番地
 大豊町
 (変更後) 長岡郡大豊町津家1626番地
 大豊町

- 2 変更年月日
 平成30年12月29日

高知県告示第468号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
 長岡郡大豊町津家1626番地
 大豊町
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
 (変更前) 長岡郡大豊町高須231番地
 大豊町役場
 (変更後) 長岡郡大豊町津家1626番地
 大豊町役場

- 3 変更承認年月日
 令和元年10月7日

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月29日

高知県教育長 伊藤 博明

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「成年被後見人等」を「禁錮以上の刑に処せられた者等」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。